

第九号議案

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

江戸川区育成室条例（平成二十三年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「江戸川区中央育成室」を「江戸川区鹿本育成室」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 前条の表に掲げる育成室のうち、江戸川区鹿本育成室にあつては、前項の事業に加え、法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援に関する事業を行う。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区中央育成室において障害児相談支援に関する事業を行うほか、その名称を変更する必要があるので、本案を提出いたします。